

令和8年度研修実施計画（案）

裁判所職員総合研修所

目 次

第1	研修	1
1	中央研修	1
2	高裁委嘱研修	8
3	各庁委嘱研修	11
4	研究	11
5	委託研修	12
6	自庁研修	13
第2	養成	14
1	裁判所書記官養成課程	14
2	家庭裁判所調査官養成課程	14

※期間は、休日を除く実日数を記載している。

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

※リモートにより実施予定の研修は、実施時期に「(リモート)」と記載している。

第1 研修

1 中央研修

(1) 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

ア 裁判事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
1	家事実務研究会 ※ 司 研 合 同	家事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	8. 11. 10(火) ～11. 12(木) (リモート)	3 日	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	約 100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
2	少年実務研究会 ※ 司 研 合 同	少年事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	8. 9. 7(月) ～ 9. 9(水) (リモート)	3 日	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	約 100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
3	民事実務研究会	民事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	8. 12. 4(金) (リモート)	1 日	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
			9. 2. 19(金) (リモート)	1 日	裁判所職員 総合研修所	約50	
4	刑事実務研究会	刑事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	8. 6. 16(火) (リモート)	1 日	裁判所職員 総合研修所	約60	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
5	家事特別研究会 ※ 司 研 合 同	後見関係事件等の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	8. 9. 30(水) ～10. 1(木) (リモート)	2 日	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	約50	家裁で後見関係事件を担当する書記官

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
6	家庭裁判所 調 査 官 特 別 研 修	第 1 回	8. 10. 13(火) ～10. 15(木) (リモート)	3 日	裁判所職員 総合研修所	約50	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和5年度以前 の家庭裁判所調 査官応用研修を 終了した者
		第 2 回	8. 12. 2(水) ～12. 4(金)	3 日		約40	
		第 3 回	9. 1. 20(水) ～ 1. 22(金) (リモート)	3 日		約50	
7	家庭裁判所調査官 応 用 研 修	専門的知識及び技能を 応用して、複雑困難な 事件についても円滑な 調査事務の遂行を確保 できる能力の向上を図 る。	8. 7. 7(火) ～ 7. 10(金)	4 日	裁判所職員 総合研修所	未定	家裁調査官任官 後、3年以上経 過した者のうち 家庭裁判所調査 官実務研修又は 家庭裁判所調査 官応用研修を終 了していないも の
8	速 記 官 中 央 研 修	裁判所が当面する諸問 題に関する理解を更に 深めさせるとともに、 裁判部の一員としての 職務意識の高揚を図 る。	8. 6. 24(水) (リモート)	1 日	裁判所職員 総合研修所	約15	速記官（速記管 理官及び速記副 管 理 官 を 除 く。）
9	総括執行官研究会	総括執行官の職務等 について知識を付与す るとともに、研究、討 議等を行うことにより、 総括執行官の役割や執 行官室の運営等につ いての認識を深めさせ、 総括執行官としての識 見をかん養する。	8. 6. 30(火) ～ 7. 2(木)	3 日	裁判所職員 総合研修所	約20	総括執行官
10	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対 応できる事務処理能力 を身につけるとともに、 前例のない特殊困 難な事案等に対応でき る知識や論理的思考力 を養う。	9. 2. 24(水) ～ 2. 26(金)	3 日	裁判所職員 総合研修所	未定	執行官
11	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識 を付与することによ り、執務能力の向上と 職務意識の高揚を図 る。	8. 5. 20(水) ～ 5. 22(金)	3 日	裁判所職員 総合研修所	未定	令和7年4月2 日以降に執行官 に任命された者 又は執行官事務 取扱書記官に指 定された者

イ 事務局事務に関するもの

(ア)管理職員及び中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人員	備 考
12	研修指導研究会	第1回	8. 5. 27(水) ～ 5. 29(金)	3 日	裁判所職員 総合研修所	約50	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、裁判部企画官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
		第2回	8. 12. 2(水) ～12. 4(金) (リモート)	3 日		約50	

(イ)中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人員	備 考
13	実務指導研究会	民 事	8. 5. 13(水)	1 日	裁判所職員 総合研修所	約50	書記官ブラッシュアップ研修の講師となる予定の者
		刑 事	8. 5. 14(木)	1 日		約50	
		家 事	8. 5. 14(木)	1 日		約40	
14	情報セキュリティ研修	や職員の情報セキュリティリテラシー向上の旗振り役を担う管理職員に対し、専門知識や最新の知見を習得させる。また、事例検討などを通じて、実際に情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図り、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に向けて考える力を身に付けさせる。	8. 11. 20(金) (リモート)	1 日	裁判所職員 総合研修所	約60 ～80	の事務を補助する者（管理職以上の者）

(ウ)管理職員以外の職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
15	係 長 等 (総務担当) 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	①視聴研修 ②8. 9. 24(木) (リモート) ③8. 10. 1(木) ～10. 2(金)	3 日	裁判所職員 総合研修所	約50	高・地・家裁本 庁の総務事務を 担当する係長、 専門職
16	係 長 等 (人事担当) 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	①視聴研修 ②8. 10. 14(水) (リモート) ③8. 11. 5(木) ～11. 6(金)	3 日	裁判所職員 総合研修所	約70	高・地・家裁本 庁の人事事務を 担当する係長、 専門職
17	係 長 等 (会計担当) 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	①視聴研修 ②8. 11. 10(火) ～11. 11(水) (リモート) ③8. 11. 17(火) ～11. 18(水)	4 日	裁判所職員 総合研修所	約60	高・地・家裁本 庁の会計事務を 担当する係長、 専門職又は営繕 専門職(最高裁 を含む。)
18	訟 廷 管 理 係 長 研 修	訟廷管理係長として職務を遂行するために必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	8. 4～6 視聴研修	—	裁判所職員 総合研修所	未定	令和8年4月1 日付けで訟廷の 管理係長に任命 された者
19	研 修 事 務 担 当 者 研 修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修、各庁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	8. 6. 10(水) ～ 6. 11(木)	2 日	裁判所職員 総合研修所	約40	研修事務を担当 する高・地・家裁 の係長、専門 職、主任
20	情 報 処 理 研 修	情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者を広く養成する。	8. 9. 17(木) (リモート)	1 日	裁判所職員 総合研修所	約 100	情報化の推進に 指導的役割を果 たすことが期待 される行(一) 職員(家裁調査 官を除く。)

ウ 管理業務に関するもの
(ア)管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
21	トップマネジメント研究会	第1回	トップマネジメントに必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	8. 9.15(火) (リモート)	1 日	裁判所職員 総合研修所	地・家・簡裁の 首席家裁調査 官、首席書記 官、事務局長 (全員)
		第2回		8. 9.28(月) (リモート)	1 日		地・家・簡裁の 首席家裁調査 官、首席書記 官、事務局長
22	首 席 家庭裁判所 調 査 官 研 究 会	第1回	首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	8. 8.31(月) ～ 9. 1(火) (リモート)	2 日	裁判所職員 総合研修所	高裁所在地の首 席家裁調査官
		第2回		8.11.17(火) ～11.18(水) (参集又は リモート)	2 日		首席家裁調査官 (全員)
23	管 理 者 研 究 会 (組 織 運 営) ※ 司 研 合 同	支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	8. 6. 2(火) (リモート)	1 日	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	未定	次席書記官、次 席家裁調査官、 総括主任家裁調 査官(次席家裁 調査官の経験が ある者)、次長
24	裁 判 部 ゼ ネ ラ ル マ ネ ジ メ ン ト 研 究 会	次席家裁調査官、次席書記官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	8.11.26(木) (リモート)	1 日	裁判所職員 総合研修所	未定	地・家・簡裁の次 席書記官(地裁 の次席書記官の 併任を受けてい る簡裁の首席書 記官を含む。)、 次席家裁調査 官、総括主任家 裁調査官
25	次席書記官研究会	次席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	①8. 7. 7(火) (リモート) ②8.11.26(木) (リモート)	2 日	裁判所職員 総合研修所	未定	地・家・簡裁の次 席書記官(地裁 の次席書記官の 併任を受けてい る簡裁の首席書 記官を含む。)
26	次 席 家庭裁判所調査官等 研 究 会	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	①8. 9.11(金) (リモート) ②8.11.25(水) ～11.26(木) (リモート)	3 日	裁判所職員 総合研修所	未定	次 席 家 裁 調 査 官、総括主任家 裁調査官 (8.11.25は午 後、8.11.26は 午前のみの実 施)

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人員	備 考
27	管 理 者 研 究 会	幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	①視聴研修 ②8. 4. 14(火) ～ 4. 16(木) のうち1、2 日程度 (リモート) ③8. 4. 20(月) ～ 4. 21(火)	4 日	裁判所職員 総合研修所	未定	新たに局長(高裁を除く。)、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、首席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等に任命された者

(イ) 中間管理職員を対象とするもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人員	備 考
28	ミドルマネジメント 研 修	中間管理者として、その職務を遂行するために必要な高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	①視聴研修 ②8. 9. 3(木) ～ 9. 4(金) のうち1日程度 (リモート) ③8. 10. 6(火) ～ 10. 7(水)	各 3 日	裁判所職員 総合研修所	約 100	昇任後おおむね7年未満の主任書記官若しくは主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長補佐、専門官、班長又は主任技官等の職にある者
			①視聴研修 ②8. 9. 3(木) ～ 9. 4(金) のうち1日程度 (リモート) ③8. 10. 8(木) ～ 10. 9(金)			約 100	
			①視聴研修 ②9. 1. 13(水) ～ 1. 14(木) のうち1日程度 (リモート) ③9. 2. 2(火) ～ 2. 3(水)			約 100	
			①視聴研修 ②9. 1. 13(水) ～ 1. 14(木) のうち1日程度 (リモート) ③9. 2. 4(木) ～ 2. 5(金)			約 100	

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
29	シニア・ミドルマネジメント研修	第1回 中間管理者として困難な職務を遂行するために必要な広い視野及び高い識見並びに管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	①8.10.21(水) (リモート) ②8.10.22(木)～10.23(金) (リモート)	各 3日	裁判所職員 総合研修所	未定	訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、裁判部企画官、課長、文書企画官、企画官、首席技官、営繕企画官(最高裁)又は昇任後おおむね7年以上経過した主任書記官若しくは主任家裁調査官の職にある者
30	裁判部企画官任命前研修	裁判部企画官として職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させることにより、職務意識の高揚を図る。	9.3.18(木) (リモート)	1日	裁判所職員 総合研修所	未定	令和9年4月1日に裁判部企画官に任命予定の者
31	主任家裁調査官研修	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	8.6.22(月)～6.24(水) (リモート)	3日	裁判所職員 総合研修所	未定	主任家裁調査官

(2) 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
32	総合職採用職員初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	8.4.7(火)～4.9(木)	3日	裁判所職員 総合研修所	未定	令和7年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(3) その他

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
33	C A 研 修 実 務 試 験	前 期 研 修	8. 6. 22(月) ～ 7. 10(金)	15日	裁判所職員 総合研修所	未定	裁判所書記官任 用試験の第2次 試験に合格した 者
		実 務 研 修	8. 7. 13(月) ～ 8. 14(金)	23日	実務研修 実施庁		
		後 期 研 修	8. 8. 17(月) ～ 9. 4(金)	15日	裁判所職員 総合研修所		

2 高裁委嘱研修

(1) 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

ア 裁判事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
34	書 記 官 ブラッシュアップ 研 修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に発揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	7月から9月 までの間で実 施機関が適宜 決 定	5日 ※1	裁判所職員 総合研修所 (分室を含 む。) 又は 高等裁判所 等	未定	書記官任用資格 取得後5年以上 の者(中間管理 者以上の者を除 く。)
35	家庭裁判所調査官 実 務 研 究 会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	実 施 機 関 が 適 宜 決 定	3日	裁判所職員 総合研修所 (分室を含 む。) 又は 高等裁判所 等	未定	主任家裁調査 官、家裁調査官

※1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

イ 事務局事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
36	次 席 家庭裁判所調査官等 実 務 研 究 会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	実 施 機 関 が 適 宜 決 定	1日	裁判所職員 総合研修所 (分室を含 む。) 又は 高等裁判所 等	未定	次席家裁調査 官、総括主任家 裁調査官

ウ 裁判事務及び事務局事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
37	事 務 官 専 門 研 修	総務、人事、会計及び裁判部の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	実 施 機 関 が 適 宜 決 定	2 ～ 3 日 ※ 1	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	未定	採用後7年以上の行(一)事務官(専門官以上の職にある者を除く。)又は営繕専門職(最高裁を含む。)

※ 1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

エ 管理業務に関するもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
38	新 任 中 間 管 理 者 研 修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	実 施 機 関 が 適 宜 決 定	5 日 ※ 1	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、裁判部企画官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長(最高裁)、主任技官(最高裁を含む。)、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

※ 1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

(2) 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
39	新 任 係 長 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより、係長としてふさわしい職員を養成する。	実 施 機 関 が 適 宜 決 定	3 日 ※ 1	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	未定	新たに係長に任命された者又は営繕専門職(最高裁を含む。)
40	新 任 主 任 ・ 調 査 員 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより、主任・調査員としてふさわしい職員を養成する。	実 施 機 関 が 適 宜 決 定	3 日 ※ 1	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	未定	新たに主任・調査員に任命された事務官及びそれと同等の者又は営繕専門職

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
41	ジャンプアップ 研 修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	実施機関が 適宜決定	3日 ※1	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	未定	採用後7年以上10年未満の行(一)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)、行(一)技官
42	ステップアップ 研 修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定 ※2	3日 ※1	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	未定	採用3年目の行(一)事務官、行(一)技官
43	事務官法律研修	基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	実施機関が 適宜決定	8～10日	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	未定	採用後1年以上の行(一)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(I種、上級)試験合格者等を除く。)
44	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	実施機関が 適宜決定	4日	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

※1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

※2 実施機関がその実情に応じて適宜決定することも可とする。

(3) その他

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
45	トータルキャリア 研 修	高年齢層の職員が、定年引上げ後も引き続きその能力・経験を十分に生かして職務を遂行できるよう、意識啓発を行い、今後の自分の職務について考える契機とする。	実施機関が 適宜決定	1日	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所 等	未定	当該年度中に56歳に達する職員(医(一)職員を除く。)

3 各庁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
46	フォローアップ セミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	① 2月から3月までの間で実施機関が適宜決定 ② 実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	3日 ※1	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	未定	採用後1年程度を経過した行 (一) 事務官、 行 (一) 技官
47	フレッシュ セミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	採用後勤務初日及び2日目	2日 ※1	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	未定	新たに採用された職員

※1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

4 研究

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
48	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	8. 4 ～ 9. 3	1年	研究員が 所属する 裁判所 及び 裁判所職員 総合研修所	2	書記官
49	家庭裁判所調査官 実 務 研 究 (指 定 研 究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	8. 4 ～ 9. 3	1年	研究員が 所属する 家庭裁判所 及び 裁判所職員 総合研修所	6	家庭裁判所調査官実務研修又は令和5年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (個 人 及 び 共 同 研 究)		8. 7 ～ 9. 3	8月	研究員が 所属する 家庭裁判所	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は令和7年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
50	家庭裁判所調査官 関係機関特別研究 (家事及び少年 関係機関につ いての研究)	関係機関における業務 の実際に関する研究を 行わせることにより、 調査実務能力の向上に 寄与させる。	8. 7 ～ 9. 3	8 月	派遣先 関係機関 及び 研究員が 所属する 家庭裁判所	未定	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和7年度以前 の家庭裁判所調 査官応用研修を 終了した者
	同 上 (心身の鑑別につ いての研究)		9. 2 ～ 3	1 月	矯正研修所 及び 研究員が 所属する 家庭裁判所	3	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和5年度以前 の家庭裁判所調 査官応用研修を 終了した者
	同 上 (更生保護につ いての研究)		9. 2 ～ 3	1 月	法務総合研 究所及び 研究員が 所属する 家庭裁判所	3	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和7年度以前 の家庭裁判所調 査官応用研修を 終了した者

5 委託研修

番号	委 託 庁	名 称	人 員
51	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
52	財 務 省	会計事務職員研修	未定
53		会計事務職員契約管理研修	
54		予算編成支援システム研修	
55		予算担当職員初任者研修	
56		決算書作成システム研修	
57		会計監査事務職員研修	
58	国 税 庁	税務大学校本科特別研修	未定
59	デ ジ タ ル 庁	情報システム統一研修	未定

6 自庁研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
60	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	実施機関が適宜決定				高裁管内に勤務する職員
番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
61	自 庁 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	実施機関が適宜決定				最高裁、高地家簡裁に勤務する職員

第2 養成

1 裁判所書記官養成課程

番号	部	期	実施時期等	期間	人員	備 考
62	第 一 部	第 23 期	8. 4. 1(水) 入所 4. 1(水)～ 予修期修習 5. 7(木) 入所式 5. 7(木)～ 第1期研修 7. 21(火)～ 実務修習 10. 1(木)～ 第2期研修 9. 3. 25(木) 修了	1 年	未定	第一部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
63	第 二 部	第 22 期 (2 年 生)	7. 4. 1(火) 入所 4. 1(火)～ 予修期修習 5. 7(水) 入所式 5. 7(水)～ 裁判事務修習 10. 14(火)～ 第1期研修 8. 5. 7(木)～ 第2期研修 7. 21(火)～ 実務修習 10. 1(木)～ 第3期研修 9. 3. 25(木) 修了	2 年	129	第二部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
		第 23 期 (1 年 生)	8. 4. 1(水) 入所 4. 1(水)～ 予修期修習 5. 7(木) 入所式 5. 7(木)～ 裁判事務修習 10. 13(火)～ 第1期研修 9. 5. 上旬～ 第2期研修 7. 中旬～ 実務修習 10. 上旬～ 第3期研修 10. 3. 下旬 修了	2 年	未定	

2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	備 考
64	第 22 期	7. 4. 1(火) 入所 4. 1(火)～ 実務修習 (予修期) (4. 4～8を除く。) 5. 7(水) 入所式 5. 7(水)～ 前期合同研修 7. 22(火)～ 実務修習 8. 9. 14(月)～ 後期合同研修 9. 3. 25(木) 修了	2 年	57	令和7年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの
65	第 23 期	8. 4. 1(水) 入所 4. 1(水)～ 実務修習 (予修期) (4. 7～9を除く。) 5. 7(木) 入所式 5. 7(木)～ 前期合同研修 7. 21(火)～ 実務修習 9. 9. 中旬～ 後期合同研修 10. 3. 下旬 修了	2 年	未定	令和8年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの